

学校教育施設の耐震化事業推進について

近畿部会提出
説明担当 大津市

学校教育施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害時における地域の防災拠点や避難場所にもなることから、学校教育施設の耐震化は早期の事業推進が求められている。

これまで、国内外で立て続けに地震災害が発生するなか、特に発生確率が高いとされる琵琶湖西岸断層帯による地震や東南海・南海地震の発生が危惧されており、各市においては、厳しい財政事情のなかでも学校教育施設の耐震化は最重要課題として積極的に取り組んでいるところである。

このような現況のなか、平成20年度、国において地震防災対策特別措置法改正法（以下「地防法」）による国庫補助率の引き上げが講じられたところであるが、以下の3点について、積極的に国へ働きかけを願いたい。

- 1 耐震整備する場合について、 I_s 値 0.3 以上であっても国庫補助率の嵩上げ対象となるよう基準の緩和
- 2 改築する場合について、耐力度調査の結果が4, 500点以下の学校施設について国庫補助率の嵩上げ対象となるよう基準の緩和
- 3 現行の地防法の適用期間（平成20年～平成22年）のさらなる延長